

2018年1月

90 日レポート (90 日毎の居住地報告)

移民法でタイ国で 90 日以上継続して滞在する一時滞在の外国人は、各 90 日毎に居住区を管轄する移民部へその居住地を報告しなければなりません。これに反しますと通常は 2,000 バーツの略式罰金で収まっていますが、最大 5,000THB 以下の罰金に加え、1 日に付き 200THB の罰金を科される場合がございますのでご注意下さい。報告は所定の申告書を用い、書留郵便(確実さに不安が残るのでお奨めしません)か本人又は代理人が直接移民部で行い、各 90 日目の前 15 日間、後 7 日間の間に申告します。

2015年4月より移民部へインターネットで報告もできるようになりましたがまだ確認に時間を要するようです。

タイ国イミグレーション 90 日レポート ウェブサイト (Internet Explorer 推薦)